

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A協会（以下「協会」という。）に採用され、給与計算、総務経理、データ管理、代行保証業務等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から寝付きが悪い、頭痛、肩こり等の症状が出現し、同月〇日には頭が割れそうな強い頭痛、不眠、疲労感が強く気持ちがあふさぐ、不安感、食欲不振等の症状が出現したことから、同年〇月〇日Bクリニックに受診し、「うつ病」と診断され加療した。

請求人は、同年〇月〇日、同月〇日、同月〇日に上司からCへのDの発注とその請求書の経理処理について強い叱責を受けたこと、業務の相談に乗ってしてくれた顧問が同年〇月〇日付けで退職したことから契約内容審査等の業務が増加したこと等により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) E医師の意見書によると、請求人は平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F3 気分障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、同医師の発病日、疾病名にかかる意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 請求人は、本件疾病の発病の原因として、監督署長の処分段階から本件公開審理まで一貫して、D発注の件に関するF専務理事及びG事務局長との間の出来事であると主張している。

この主張に関する出来事の発生日は、請求人、F専務理事、G事務局長、同僚Hの各申述から平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日であると認められる。

Dの発注に関するこれら出来事の発端は、F専務理事の申述によれば、協会

ではIというDを購入しており、更にペットボトルのDを協会経費で購入していることについて、経費の支出及び手続に関する疑義であると理解できる。ペットボトルのDを購入する必要がないことは、G事務局長も同僚Hもその旨を述べており、F専務理事がペットボトルを発注したとする請求人に対して、その購入理由等を質問し、問題の所在が明らかになれば部下である請求人に指導することは、専務理事という職制上は至極当然のことと認められる。

したがって、請求人の主張するこれら出来事は、業務に関することであることは明らかであり、D発注に関しての一連の出来事とみるのが相当である。認定基準別表1に沿って、この一連の出来事を当てはめると「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷は「Ⅱ」である。

この一連の出来事のうち、平成〇年〇月〇日の出来事については、ボイスレコーダーに録音されており、その内容については、審査官が決定書において事実認定しているほか、請求人も音声（USBメモリ）とともに資料を提出している。

当審査会としても、平成〇年〇月〇日の請求人とF専務理事とのやりとりを含め、審査官の事実認定及び関係資料を基に、同年〇月の一連の出来事の両者の発言内容を精査したところ、確かにF専務理事の発言には不適切で、威圧的なものがあつたと認められるが、一方で請求人においても上司たるF専務理事に対して反抗的と受け取れる発言も認められる。これら一連の出来事は、協会経費でのDの二重発注について、F専務理事が上司として誤った経理方法について部下に注意し、今後は二重発注しないように注意すれば済むことであつたところ、部下である請求人が譲らず、自らの正当性と上司としての責任や発言の矛盾について固執したため両者の発言がエスカレートした出来事とみるのが相当である。これら一連の出来事を認定基準別表1に照らせば、心理的負荷の強度が「中」となる具体例「業務をめぐる方針等において、周囲から客観的に認識される対立が上司との間に生じた」に該当すると認められる。請求人のこの一連の出来事後の1か月間（平成〇年〇月〇日から同年〇月末まで）をみると、本件疾病にかかる受診のための平成〇年〇月〇日に16時19分での早退は認められるものの、他の勤務日は通常に出勤し時間外労働を含む勤務実績があることからしても、その後の業務に大きな支障があつたとは認められず、したがって、当審査会としてはこの一連の出来事の心理的負荷の総合評価は「中」

と判断する。

- (5) 請求人は上記の一連の出来事は認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、心理的負荷の強度は「強」とであると主張する。しかし、請求人が主張する平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日のF専務理事、G事務局長の請求人に対する発言が業務指導の範囲を逸脱していたとしても、出来事の端緒は、前述のとおり、適正な経理処理のためという正当な理由があり、いじめ、嫌がらせを意図して請求人と対峙したとまでは認められない。仮にいじめ等と評価できたとしても、F専務理事と請求人とのやりとりが長引いたのは既に述べたとおり、請求人が譲らなかったことが少なからず影響していると考えられることから、この間にF専務理事らが請求人に対し、売り言葉に買い言葉的に発言した内容を捉え、執拗にいじめ等が繰り返されたと評価することはできず、請求人のこの主張は採用できない。
- (6) 請求人は審理の関係資料において、協会での請求人に対する上司からのパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)は、平成〇年〇月から行われていた旨述べているが、これは監督署長の処分時、審査官の決定時には述べておらず、再審査請求時に初めて主張しているものである。この点、請求人が主張するJ専務理事等の発言が事実であるかどうかは本件の一件資料からは確認できず、パワハラが請求人に対して本件疾病の発病前に継続的に行われていたと認めることはできない。
- (7) 請求人は本件疾病発病後の出来事についても、上記関連資料等で縷々主張している。しかしながら、発病後の悪化が業務に起因すると認められるためには、この主張する出来事が事実であり、これらが認定基準所定の「特別な出来事」に該当し、かつ、その後おおむね6か月以内に自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる必要があるところ、請求人の申述内容からは、心理的負荷が極度である「特別な出来事」があったとは認められず、悪化についての医証もないことから、業務起因性は認められない。
- (8) 以上、請求人の本件疾病の発病原因と主張する出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であり、再審査請求時の新たな主張を含め検討しても総合評価は「中」であり「強」には至らないと判断する。したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。